

## 基本金明細書

(自)令和3年4月1日(至)令和4年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 北海長正会

(単位:円)

区分並びに組入れ及び取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳					
		北広島リハビリセンター療護部	北広島リハビリセンター特養部四恩園	北広島デイサービスセンター四恩園	北広島ホームヘルプSS四恩園	北広島リハビリセンター診療部	北広島市みなみ高齢者支援センター
前年度末残高	522,195,624	343,331,456	75,050,793	36,193,024	7,624,016	52,162,807	7,833,528
第一号基本金	474,149,000	319,998,578	59,539,306	32,822,392	7,624,016	47,616,737	6,547,971
第二号基本金	0						
第三号基本金	48,046,624	23,332,878	15,511,487	3,370,632		4,546,070	1,285,557
第一号基本金	当期組入額						
	計	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額						
	計	0	0	0	0	0	0
第二号基本金	当期組入額						
	計	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額						
	計	0	0	0	0	0	0
第三号基本金	当期組入額						
	計	0	0	0	0	0	0
	当期取崩額						
	計	0	0	0	0	0	0
当期末残高	522,195,624	343,331,456	75,050,793	36,193,024	7,624,016	52,162,807	7,833,528
第一号基本金	474,149,000	319,998,578	59,539,306	32,822,392	7,624,016	47,616,737	6,547,971
第二号基本金	0	0	0	0	0	0	0
第三号基本金	48,046,624	23,332,878	15,511,487	3,370,632	0	4,546,070	1,285,557

- (注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。
2. ①第一号基本金とは、本文11(1)に規定する基本金をいう。  
 ②第二号基本金とは、本文11(2)に規定する基本金をいう。  
 ③第三号基本金とは、本文11(3)に規定する基本金をいう。
3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。